

# 宮城県公報

令和8年2月17日(火)  
定期第673号

## 目次

### 告示

- 生活保護法による医療機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（同）
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退（同）
- 農業振興地域の変更（2件）（農業振興課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（同）
- 都市計画変更の図書の縦覧（都市計画課）

### 公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

### 人事委員会

- 人事委員会規則4—0（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 人事委員会規則5—0（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—39—48（人事委員会規則7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—62—42（人事委員会規則7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任の一部を改正する告示（同）
- 人事委員会の権限（特地勤務手当等）の一部委任の一部を改正する告示（同）
- 宮城県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠）の実施（同）

### 正誤

- 宮城県公報第657号（令和7年12月12日付け）中（森林整備課）
- 宮城県公報第659号（令和7年12月19日付け）中（同）

## 宮城県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和8年2月17日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	指定年月日
内海歯科	石巻市水明北1-1-1	令和7年12月1日
沼崎歯科医院	石巻市中央2-4-23 2階	令和7年12月1日
さくら薬局 石巻八幡店	石巻市八幡町一丁目6番5号	令和7年12月1日
郷家歯科医院	塩竈市本町10-3	令和7年12月15日
いちろう歯科クリニック	名取市飯野坂7-3-9	令和7年12月1日
恵薬局	栗原市若柳字川北堤下42-3	令和7年12月1日
薬王堂薬局宮城鹿島台店	大崎市鹿島台木間塚字小谷地344-1	令和7年12月1日
正明薬局三日町店	大崎市古川三日町一丁目3番23号	令和7年12月16日
甘糟医院	柴田郡大河原町大谷字末広81	令和7年12月4日
ひまわり薬局	亘理郡山元町坂元道合68-4	令和7年12月1日
調剤薬局ツルハドラッグ利府店	宮城郡利府町利府字新大谷地53-1	令和7年12月1日
古川調剤薬局小野田店	加美郡加美町上野原44-1	令和7年12月1日
こばやし医院	石巻市蛇田字南経塚7-3	令和8年1月1日
成田医院	石巻市相野谷字飯野川町122	令和8年1月1日
医療法人宏生会 三宅歯科医院	石巻市千石町4-39	令和8年1月1日
山の手調剤薬局	石巻市大手町4-561	令和8年1月1日
無量井内科クリニック	塩竈市東玉川町2-28	令和8年1月1日
ももせクリニック	塩竈市清水沢4-37-20	令和8年1月1日
ソルト薬局	塩竈市宮町8-18	令和8年1月1日
医療法人千圃 鈴木医院	気仙沼市長磯原ノ沢50-2	令和8年1月1日
大手町おおはし眼科	白石市城北町4-41	令和8年1月1日
水野内科クリニック	白石市沢端町3番43号	令和8年1月1日
沼崎小児科眼科クリニック	多賀城市大代5-2-5	令和8年1月1日
森の風歯科クリニック	多賀城市高崎3-11-22	令和8年1月1日
カワチ薬局岩沼店	岩沼市たけくま2-3-57	令和8年1月1日
中江歯科クリニック	登米市迫町佐沼字中江4-6-2	令和8年1月1日
ちば歯科クリニック	登米市迫町佐沼字中江1-5-11	令和8年1月1日
伊東胃腸科内科	東松島市赤井字鷺塚69-8	令和8年1月1日

宮里クリニック	大崎市古川城西 2-6-24	令和8年1月1日
塩沢整形外科クリニック	大崎市古川大宮 7-7-33	令和8年1月1日
医療法人広伸会 わたなべ 皮フ科クリニック	大崎市鹿島台平渡字已待田 430-1	令和8年1月1日
医療法人英正会 関井レディースクリニック	大崎市古川駅東 2-10-31	令和8年1月1日
森皮膚科医院	大崎市岩出山浦小路 36-5	令和8年1月1日
さくら整形外科クリニック	亘理郡亘理町字東郷 155 番地1	令和8年1月1日
吉岡まほろばクリニック	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目 5 番地の4	令和8年1月1日
大衡村診療所	黒川郡大衡村大衡字河原 55 番地11	令和8年1月1日
おのだクリニック	加美郡加美町下原 38-3	令和8年1月1日
清宮眼科医院	加美郡加美町大門 50-1	令和8年1月1日
清水歯科医院	岩沼市中央 1-3-16	令和7年11月1日
宮城調剤薬局 亘理店	亘理郡亘理町字旧館 17-7	令和7年11月2日
よこうち歯科クリニック	遠田郡涌谷町桑木荒 56-1	令和7年10月27日
訪問看護ステーション夢眠 おおさき	宮城県大崎市古川穂波三丁目 7番 57 号	令和7年12月1日
カワチ薬局 石巻蛇田店	石巻市蛇田字東道下 28-1	令和8年1月1日
多賀城アイリス歯科	多賀城市八幡三丁目 10-27CK八幡 ビル1F	令和8年1月1日
あおば内科胃腸科・内視鏡 クリニック	岩沼市恵み野2丁目2番地2	令和7年12月1日
くまのみ皮ふ科クリニック	富谷市富ヶ丘2丁目11番43号	令和8年1月1日
えみこ在宅クリニック	黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目 23 番地の7	令和8年1月1日
ひばり訪問看護ステーション塩釜	塩竈市字伊保石 2-441 シャーメゾン ビューコーストD201	令和6年4月1日

## 宮城県告示第70号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和 8 年 2 月 17 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

名称	所在地	廃止年月日
清水歯科医院	岩沼市中央 1-3-16	令和 7 年 10 月 31 日
宮城調剤薬局　亘理店	亘理郡亘理町字旧館 30-1	令和 7 年 11 月 1 日
佐澤歯科医院	加美郡加美町字南町 57-1	令和 7 年 10 月 31 日
永沼外科整形外科医院	塩竈市宮町 4 番 19 号	令和 7 年 12 月 10 日
歌津八番クリニック	本吉郡南三陸町歌津字舟沢 77-1	令和 7 年 11 月 30 日
古川駅前岡本クリニック	大崎市古川駅前大通 2-4-26	令和 7 年 12 月 31 日

## 宮城県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

令和8年2月17日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	辞退年月日
歯科おのでら	大崎市古川旭1-14-24	令和8年1月31日
おおぬき歯科	名取市増田7-14-8	令和7年12月31日
医療法人社団 はやしデンタルクリニック	多賀城市高崎2-15-6	令和8年1月31日
遠藤歯科クリニック	大崎市古川中島町1-28	令和8年1月31日

## 宮城県告示第72号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、昭和 47 年宮城県告示第 260 号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和 8 年 2 月 17 日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県大河原地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 17 日

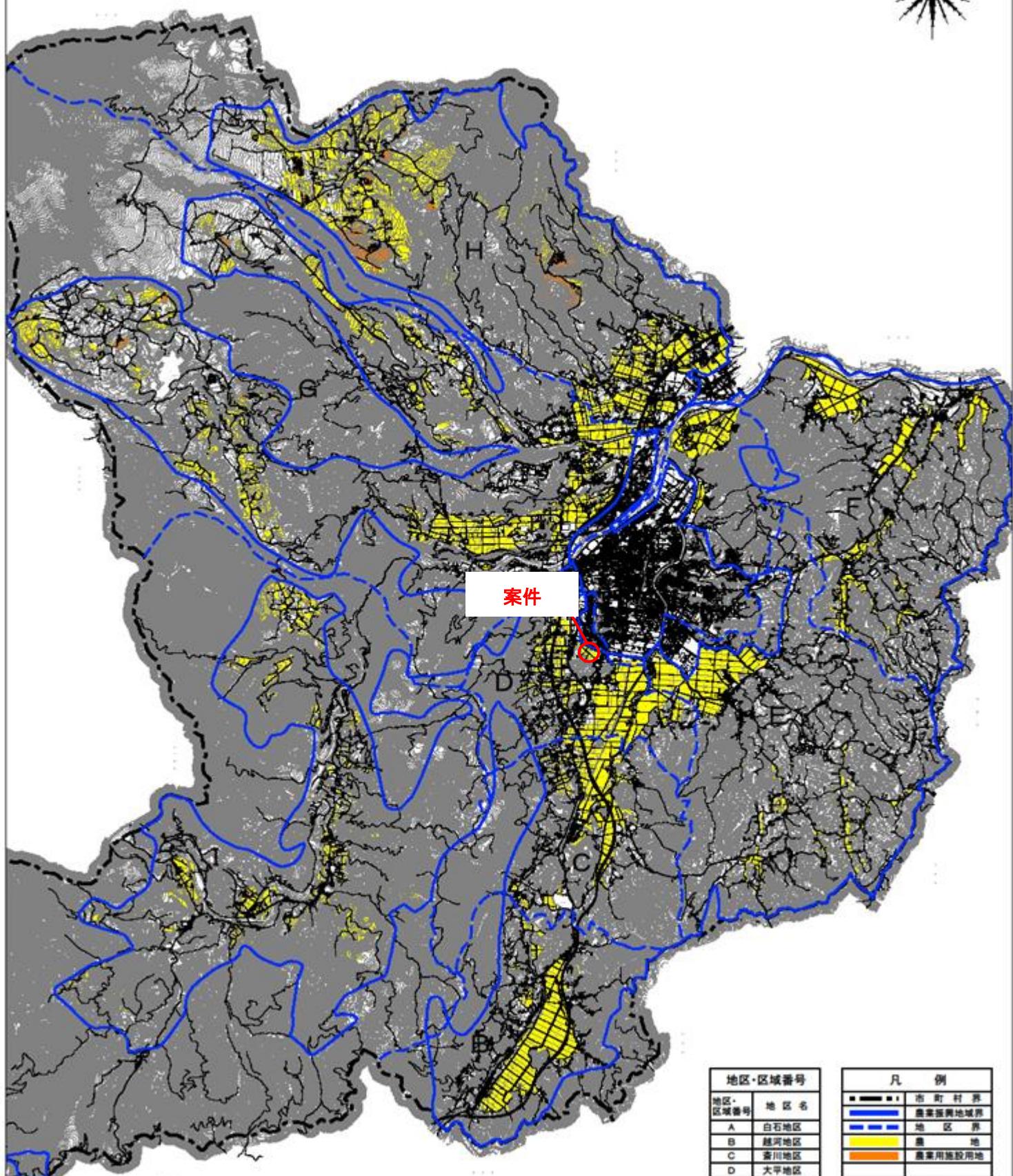
宮城県知事　村　井　嘉　浩

変更後の地域

次の平面図のとおり

付図1号  
土地利用計画図

白石市

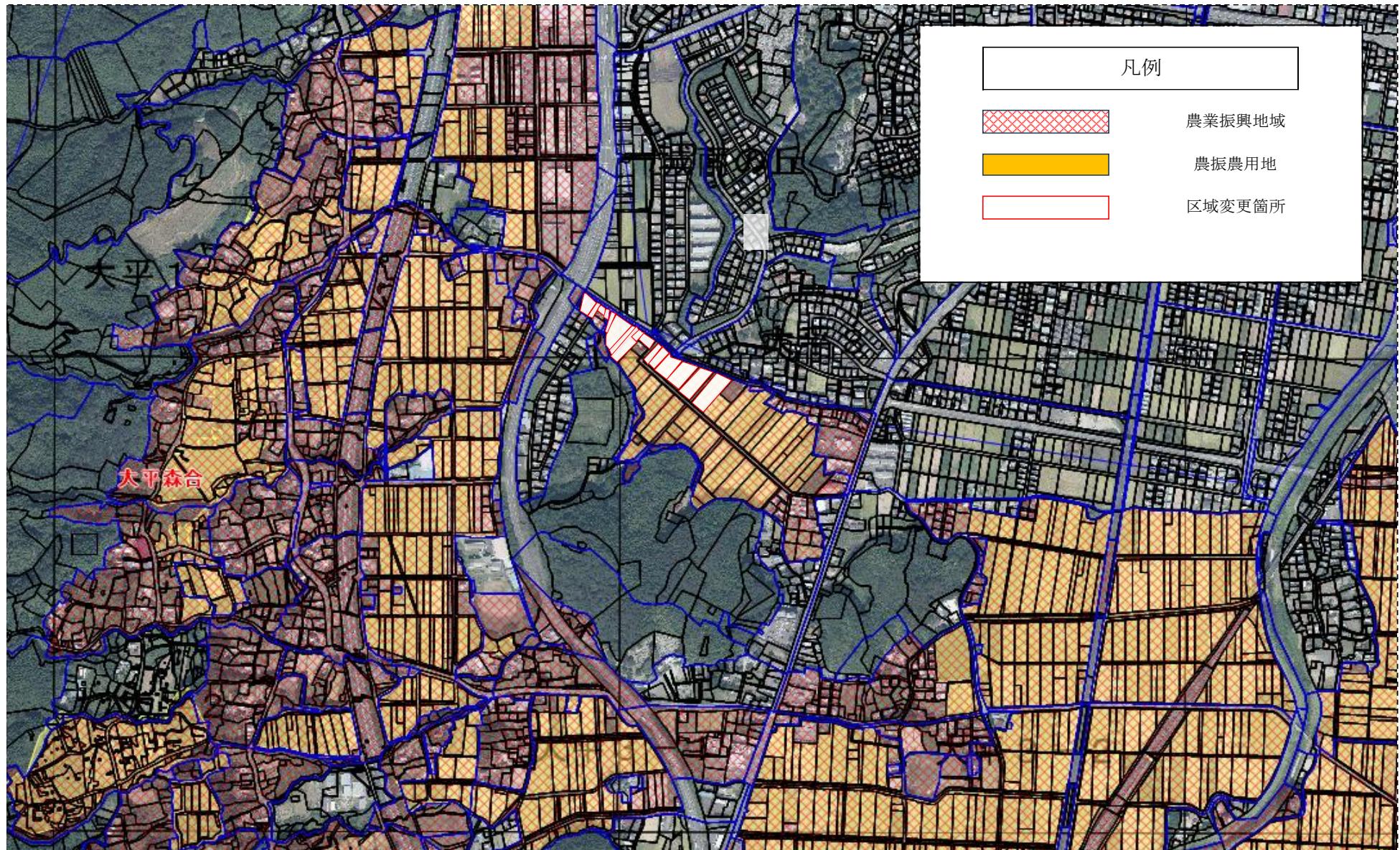


地区・区域番号	地区名
A	白石地区
B	越河地区
C	斎川地区
D	大平地区
E	大鹿沢地区
F	白川地区
G	福岡地区
H	深谷地区
I	小原地区

凡 例
■ 市町村界
■ 農業振興地域界
■ 地区界
■ 黒地
■ 農業用施設用地

1:50,000  
1km 2km 3km

付図1号 土地利用計画図(H23.5)



## 宮城県告示第73号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、昭和 48 年宮城県告示第 954 号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和 8 年 2 月 17 日から施行する。

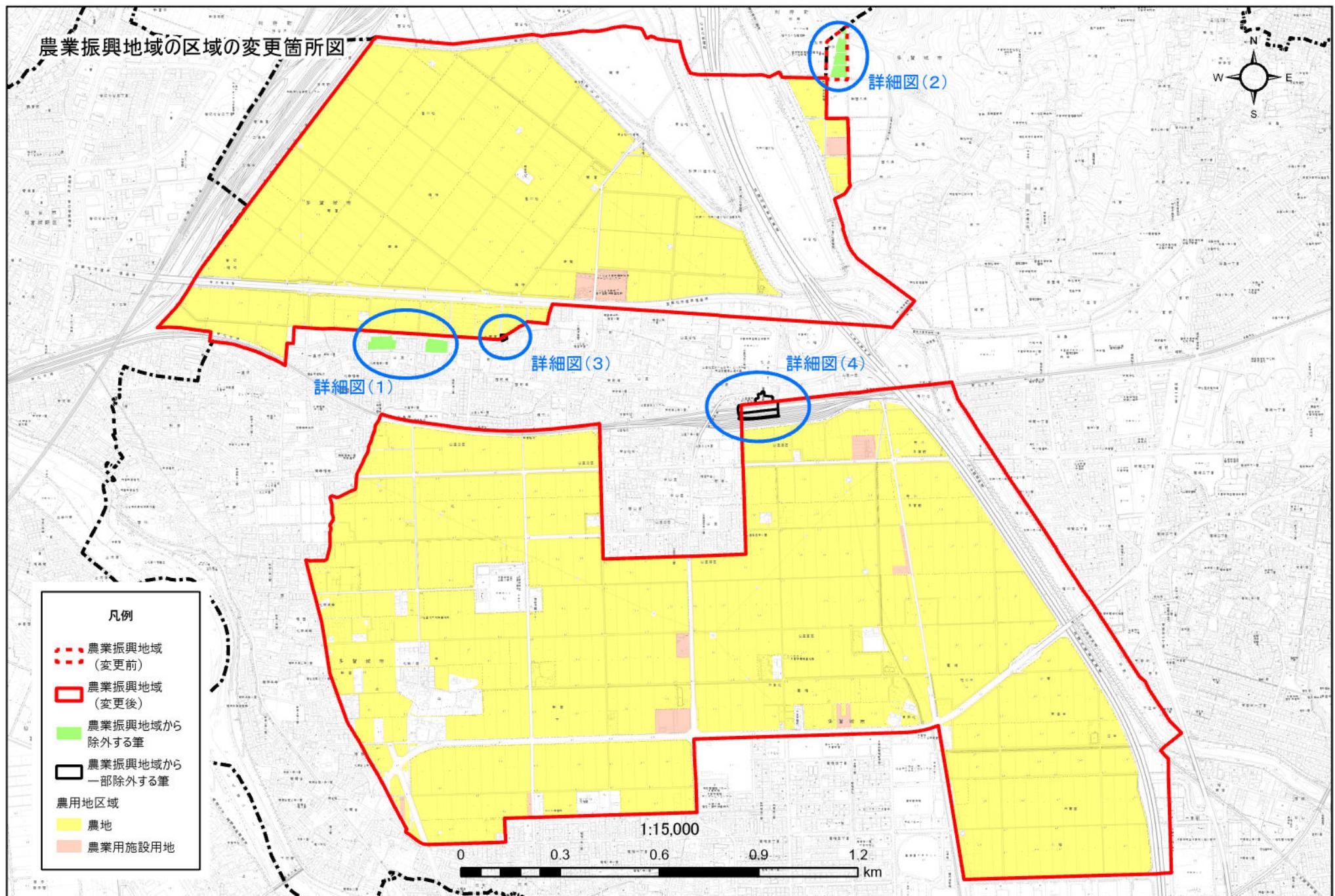
なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 17 日

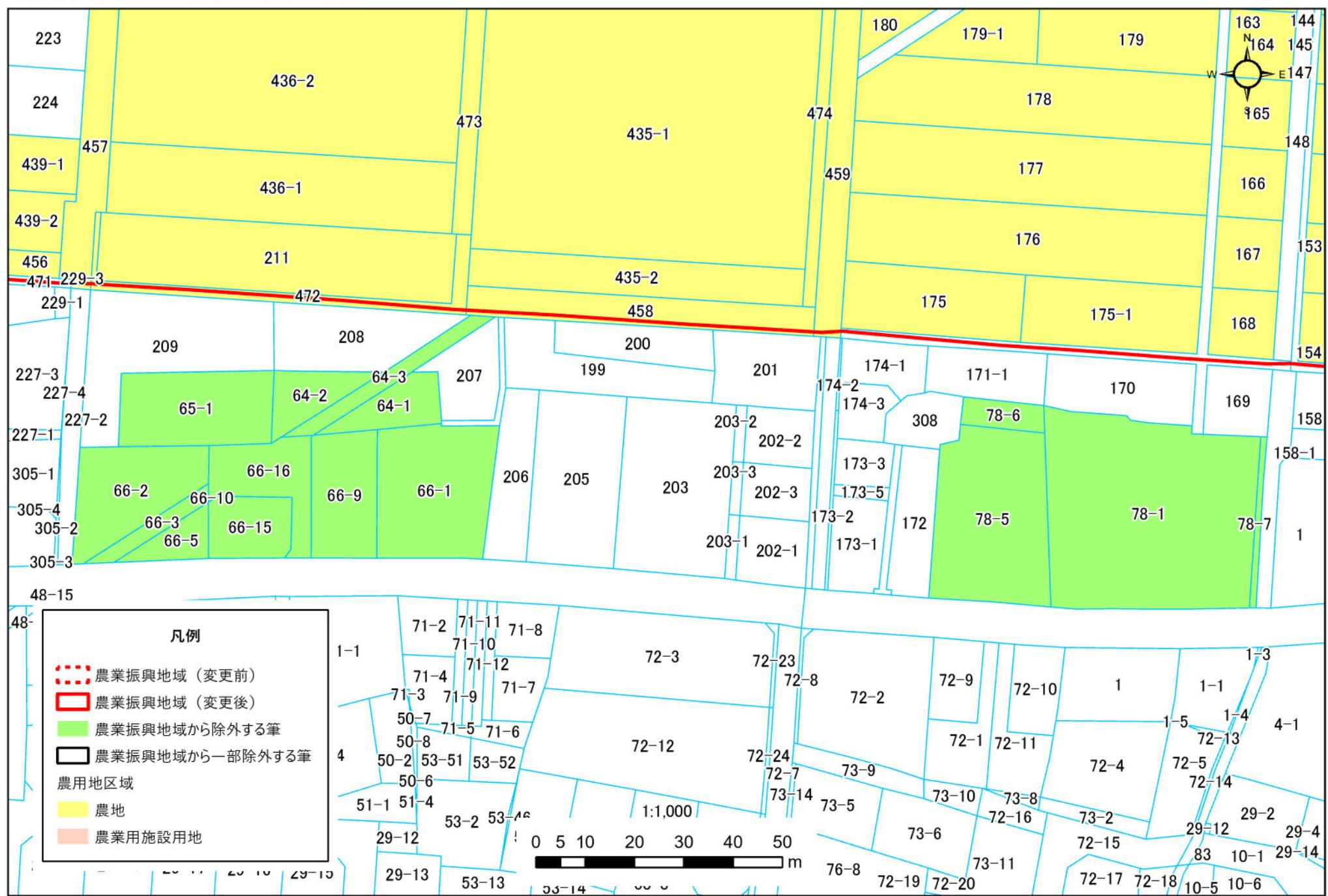
宮城県知事　村　井　嘉　浩

変更後の地域

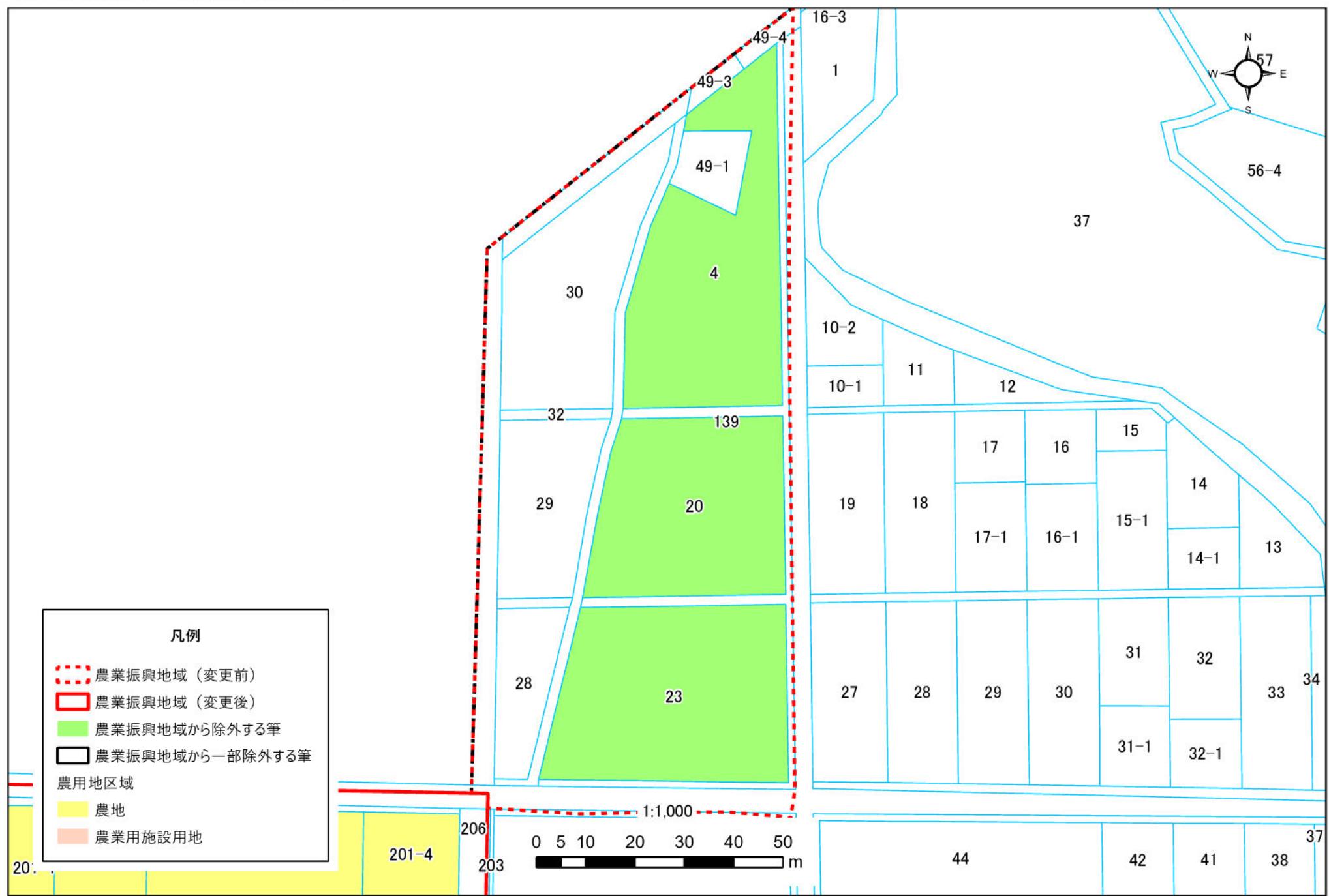
次の平面図のとおり



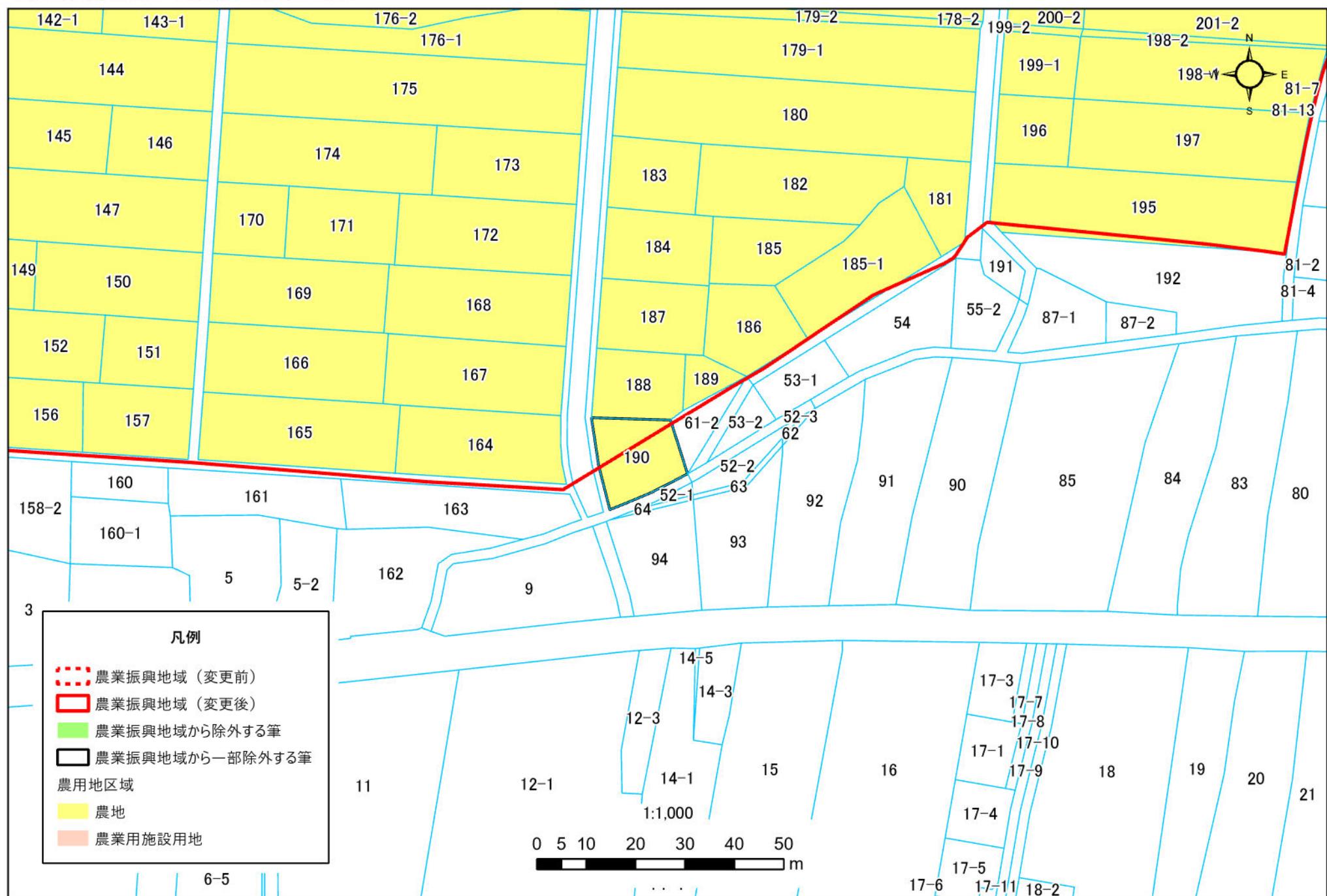
### 農業振興地域の区域の変更詳細図(1)



## 農業振興地域の区域の変更詳細図(2)



### 農業振興地域の区域の変更詳細図(3)



**宮城県告示第 74 号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 2 月 17 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊 1 のとおり

2 認可年月日

令和 8 年 2 月 17 日

## 宮城県告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、仙南広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月17日

宮城県知事 村 嘉 浩

### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙南広域都市計画道路
- (2) 名称 3・3・11号 国道幹線

### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

#### (1) 追加する土地の区域

白石市 斎川字地蔵院館、斎川字地蔵院前、斎川字中斎川、斎川字梶川、斎川字梶川前、斎川字安如、斎川字須ノ小路、斎川字別当、斎川字大師、斎川字道満、斎川字八幡前、斎川字塞ノ上、斎川字鶴ヶ岡、斎川字深沢、斎川字深沢前、斎川字楚利田、斎川字下久保、大平中目字札場、大平中目字三反田、大平中目字南田、大平中目字道下前、大平中目字古屋敷、大平中目字穴田前、大平中目字中田、大平中目字館前、大平中目字太平前、大平中目字兼田、大平中目字太平脇、大平中目字六反町、大平中目字日影、大平中目字北屋敷前、大平中目字北ノ脇、大平中目字池ノ尻、大平中目字権現堂山、大平森合字権現山、大平森合字沖ノ沢、大平森合字権現、大平森合字上鹿野前、大平森合字鹿ノ前、大平森合字上屋敷前の各一部

#### (2) 廃止する土地の区域

白石市 斎川字地蔵院館、斎川字地蔵院前、大平中目字三反田、大平中目字道下前、大平中目字古屋敷、大平中目字太平脇、大平中目字六反町、大平森合字権現山、大平森合字上鹿野前、大平森合字鹿ノ前、大平森合字上屋敷前、城南一丁目の各一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に  
係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 2 月 17 日

1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村井嘉浩  
名取市下増田字広浦 35 番 41  
名取市増田三丁目 4 番 3 号  
株式会社オイルプラントナ  
トリ

人事委員会規則4—0（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月17日

宮城県人事委員会

委員長 西 條

力

## 人事委員会規則4—0—18

### 人事委員会規則4—0（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、人事委員会規則4—0（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前	
(試験の種類) 第5条 [略] (1)～(5) [略] <u>(6) 市町村立小中学校事務職員採用試験（短期大学卒業程度）</u> <u>(7) [略]</u> 2・3 [略]	(試験の種類) 第5条 [略] (1)～(5) [略] <u>(6) [略]</u> 2・3 [略]	
別表第1（第5条関係）	別表第1（第5条関係）	
試験の種類	試験の対象となる職	試験の程度
警察官B採用試験	[略]	[略]
市町村立小中学校事務職員採用試験（短期大学卒業程度）	行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職のうち、短期大学卒業程度以上又は高等専門学校卒業程度以上の知識、技術その他の能力を必要とする職	短期大学卒業程度又は高等専門学校卒業程度
市町村立小	行政職給料表の職務の級1級の職又	高等学校卒

中学校事務職員採用試験(高等学校卒業程度)	はこれに相当する職のうち、 <u>市町村立小中学校事務職員採用試験（短期大学卒業程度）</u> の対象となる職以外の職	業程度	中学校事務職員採用試験(高等学校卒業程度)	はこれに相当する職のうち、高等学校卒業程度以上の知識、技術その他の能力を必要とする職	業程度
-----------------------	---	-----	-----------------------	--	-----

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則5—0（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月17日

宮城県人事委員会

委員長 西 塚

力

#### 人事委員会規則5—0—4

##### 人事委員会規則5—0（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づき、人事委員会規則5—0（職員の採用試験に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第17条 [略]  <u>(採用候補者名簿の有効期間の公表)</u> 第18条 人事委員会は、人事委員会規則4—0（職員の任用に関する規則）第11条第1項の規定により採用候補者名簿の有効期間を定めたときは、最終合格者の受験番号の発表と併せて、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該有効期間を公表しなければならない。 2 前項の場合において、人事委員会が適當と認めるときは、採用候補者名簿に登載された者に対し、当該採用候補者名簿の有効期間を通知することができる。	第17条 [略]
第19条・第20条 [略]	<u>第18条・第19条</u> [略]

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 17 日

宮城県人事委員会

委員長 西 塚

力

## 人事委員会規則 7—39—52

### 人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（へき地手当の月額）</p> <p>第 3 条 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表の区分欄に掲げる学校の区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 級 100 分の 25 4 級 100 分の 20 3 級 100 分の 16 2 級 100 分の 12 1 級 100 分の 8 準へき地学校 100 分の 4</p>	<p>（へき地手当の月額）</p> <p>第 3 条 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）に、別表の区分欄に掲げる学校の区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 級 100 分の 25 4 級 100 分の 20 3 級 100 分の 16 2 級 100 分の 12 1 級 100 分の 8 準へき地学校 100 分の 4</p>
<p>（へき地手当に準ずる手当）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 給与条例第 21 条の 5 第 1 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して 5 年に達するまでの間は 100 分の 4、同日から起</p>	<p>（へき地手当に準ずる手当）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 給与条例第 21 条の 5 第 1 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、異動等</p>

算して 5 年に達した後は、100 分の 2 を乗じて得た額とする。

の日から起算して 5 年に達するまでの間は 100 分の 4 、同日から起算して 5 年に達した後は、100 分の 2 を乗じて得た額とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—39—48（人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 17 日

宮城県人事委員会

委員長 西條

力

### 人事委員会規則 7—39—53

#### 人事委員会規則 7—39—48（人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—39—48（人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]  <u>(改正後の人事委員会規則 7—39 における暫定再任用職員に関する経過措置)</u> 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）は、法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則 7—39（以下「改正後の規則 7—39」という。）第 3 条及び第 6 条第 2 項の規定を適用する。
（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置） 2 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下この	（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置） 3 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して適

項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「暫定再任用職員」という。)に対して適用されることとなる改正後の規則7—39第7条の規定は、令和7年4月1日以後に同条第1項に規定する異動をした定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

用されることとなる改正後の規則7—39第7条の規定は、令和7年4月1日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員について適用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 17 日

宮城県人事委員会

委員長 西 塚 力

## 人事委員会規則 7—62—47

### 人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

第 1 条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この条において「適用日」という。）の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該<u>適用日前</u>から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第 12 条の 3 第 2 項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前 3 年以内に当該公署に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、適用日の前日に給与条例第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該<u>適用日前</u>から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</u></p>	<p>第 5 条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第 12 条の 3 第 2 項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前 3 年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの</u></p> <p>(3) <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</u></p>

(4) [略]	(4) [略]
2 [略]	2 [略]
(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 <u>適用日</u> に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額	(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 <u>当該職員が給料表の適用を受けることとなった日</u> に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額
(2) [略]	(2) [略]
(3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する公署が <u>適用日前</u> に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が <u>当該適用日</u> に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額	(3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する公署が、 <u>当該職員の給料表の適用を受けることとなった日前</u> に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が <u>その日</u> に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
(4) 前項第2号に規定する職員 <u>適用日前から給料表の適用を受ける職員</u> として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額	(4) 前項第2号に規定する職員 <u>当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員</u> として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
(5) 前項第3号に規定する職員 <u>適用日前から給料表の適用を受ける職員</u> として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該 <u>適用日</u> 以降支給されることとなる期間及び額	(5) 前項第3号に規定する職員 <u>当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員</u> として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
(6) [略]	(6) [略]
3 [略]	3 [略]

第2条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則7—62の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第2条 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 4級地 100分の16            (2) 3級地 100分の12            (3) 2級地 100分の8            (4) 1級地 100分の4</p> <p>2 前項の特地公署の級別区分は、別表に定めるとおり（前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）とする。</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第2条 特地勤務手当の月額は、<u>特地勤務手当基礎額に、別表の級別区分</u>（前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）に応じ、<u>次に定める支給割合を乗じて得た額</u>（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p><u>4級地 100分の16</u>  <u>3級地 100分の12</u>  <u>2級地 100分の8</u>  <u>1級地 100分の4</u></p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。</p>
<p><u>第3条 [略]</u></p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 給与条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p><u>第2条の2 [略]</u></p> <p><u>第3条及び第3条の2 削除</u></p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 給与条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p>

[略]

備考 前条各号に掲げる公署のうち次項第1号に掲げる公署以外の公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。
- (1) 前条各号に掲げる公署のうち人事委員会が定めるもの
  - (2) [略]

## 第5条 [略]

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となつて、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
  - (2)・(3) [略]
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの
- 2・3 [略]

(端数計算)

第6条 第2条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額を

[略]

備考 第2条の2各号に掲げる公署のうち第3項第1号に掲げる公署以外の公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。
- (1) 第2条の2各号に掲げる公署のうち人事委員会が定めるもの
  - (2) [略]

## 第5条 [略]

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となり、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
  - (2)・(3) [略]
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの
- 2・3 [略]

(端数計算)

第6条 第2条の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって

もってこれらの給与の月額とする。

これらの給与の月額とする。

第3条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則7—62の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第8条 [略]	第8条 [略]  <u>(特地公署等の見直し)</u> 第9条 特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、5年ごとに見直すのを例とする。
<u>第9条</u> [略]	<u>第10条</u> [略]

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の規則7—62の規定は、令和7年4月1日から適用する。

人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 17 日

宮城県人事委員会

委員長 西條

力

### 人事委員会規則 7—62—48

#### 人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

第 1 条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。次項において「令和 3 年改正法」という。）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員（次項及び第 4 項において「暫定再任用職員」という。）は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項及び第 4 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、規則 7—62 第 2 条第 2 項及び第 4 条第 2 項の規定を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。第 4 項において「令和 3 年改正法」という。）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員（次項から第 5 項において「暫定再任用職員」という。）は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第 4 項及び第 5 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、規則 7—62 第 2 条第 2 項及び第 4 条第 2 項の規定を適用する。</p> <p>3 <u>暫定再任用職員に対する規則 7—62 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第 2 項第 4 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和 3 年改正法附則第 9 条第 6 項に規定</u></p>

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

3 規則7—62 第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下次項及び第5項において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

4 規則7—62 第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 [略]

する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 規則7—62 第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下第5項及び第6項において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 規則7—62 第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

6 [略]

第2条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則7—62—42の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 [略]	1 [略] <u>(暫定再任用職員に関する経過措置)</u> 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。）

	<p>次項において「令和3年改正法」という。) 附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(次項及び第4項において「暫定再任用職員」という。)は、給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項及び第4項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、規則7—62第2条第2項及び第4条第2項の規定を適用する。</p>
(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)	(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
2 規則7—62第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は <u>地方公務員法の一部を改正する法律</u> (令和3年法律第63号。以下この項において「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定(以下次項及び第4項において「法第22条の4第1項等の規定」という。)による採用をされた <u>給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u> (次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び <u>令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員</u> (次項において「暫定再任用職員」という。)について適用する。	3 規則7—62第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定(以下次項及び第5項において「法第22条の4第1項等の規定」という。)による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
3・4 [略]	4・5 [略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の規則7—62—42の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## 人事委員会告示第1号

人事委員会は、人事委員会規則2—2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成15年人事委員会告示第1号（人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和8年2月17日

宮城県人事委員会  
委員長 西條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 [略] 2 [略] (1)～(14) [略] (15) 第35条第1項に規定する人事委員会が定めることとされている事項を定めること、同条第2項に規定する人事委員会が定める事由について定めること、同条第3項に規定する任命権者との協議に関すること、同条第4項に規定する人事委員会の定める割合に関すること、 <u>同条第6項に規定する人事委員会が定めることとされている事項を定めること及び同条第9項に規定する人事委員会の定める号俸数に関すること。</u> (16)～(35) [略]	1 [略] 2 [略] (1)～(14) [略] (15) 第35条第1項に規定する人事委員会が定めることとされている事項を定めること、同条第2項に規定する人事委員会が定める事由について定めること、同条第3項に規定する任命権者との協議に関すること、同条第4項に規定する人事委員会の定める割合に関すること <u>及び</u> <u>同条第6項に規定する人事委員会が定めることとされている事項を定めること。</u> (16)～(35) [略]
3 この告示の効力の発生する日	
令和8年4月1日	

## 人事委員会告示第2号

人事委員会は、人事委員会規則2—2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和45年人事委員会告示第4号（人事委員会の権限（特地勤務手当等）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和8年2月17日

宮城県人事委員会  
委員長 西條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) 規則7—62 第9条に規定する規則の実施に関し必要な事項を定めること。	1 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) 規則7—62 第10条に規定する規則の実施に関し必要な事項を定めること。

3 この告示の効力の発生する日

令和8年4月1日

宮城県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠）を別冊2のとおり実施する。

令和8年2月17日

宮城県人事委員会

委員長 西條力

宮城県公報第 657 号（令和 7 年 12 月 12 日付け）中

ページ	行	正	誤
4	15	ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

宮城県公報第 659 号（令和 7 年 12 月 19 日付け）中

ページ	行	正	誤
19	15	ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。